

申請時に必要な書類【郵送（法人で代表者または従業員の方が申請される場合）】

① 水道使用に関する交付申請書（様式１） 【必須】

② 本人確認ができる書類 【必須】

写し（コピー）でも可。原本はお返しできません。

運転免許書・健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等

③ 定額小為替 【必須】

１件につき３００円の発行手数料がかかります。定額小為替で件数分の金額を同封ください。定額小為替は郵便局で購入できます。

※上記の１件とは年度ごとに１件となります。また、それぞれ別の証明書を発行する場合もそれぞれ３００円が必要となります。（例：令和６年度と令和５年度の収納証明書と給水中止届が必要な場合は３件となります。）

④ 法人等の団体の代表者名、所属が確認できる書類（登記簿謄本や名刺 等）

（写し可）または法人登録印 【必須】

※水道使用に関する交付申請書（様式１）に代表者印または法人登録印を押印した場合、④の提出を省略できます。

⑤ 返信用封筒 【必須】

返信用封筒へ送付先住所をご記入の上、切手を貼付けたものを必ず同封してください。送付先住所は、原則として以下のいずれかになります。
（水道所在地/企業団に届け出ている請求先住所/相続人の方の住所/代理人の方の住所）

異なる住所が記載されていた場合、送付先住所の確認のため申請者の方へご連絡差し上げます。

※なお原本をお送りされた場合、返送いたしませんのでご了承ください。